

一般社団法人兵庫県社会福祉士会

積立金に関する規程

規程第 24 号

2022 年 8 月 31 日制定

(設置)

第 1 条 兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）の健全な運営に資するため、本会積立金に関する規程（以下「積立金」という。）を設置する。

(積立金の種類)

第 2 条 積立金の種類は次のとおりとする。

- (1) 事業運営積立金 本会事業を安定的継続できるよう、運転資金に充てる資金とする。
- (2) 設備整備積立金 本会事業の推進に必要な施設の建設、修繕に充てる資金とする。
- (3) 災害対応積立金 自然災害に加え、人為的原因によって協会の存続に関わる災害時（以下災害という）における必要な支援活動、効果的で計画的な調査研究等の諸活動を行うことに充てる資金とする。
- (4) 事業開発積立金
新たに求められる社会福祉事業の開発を促進するために充てる資金とする。

(積立額)

第 3 条 每期（年度）の積立額は経常増減額の 100 分の 35 以上とし、それぞれの積立金の積立額は以下の通りとする。

事業運営積立金	100 分の 10
設備整備積立金	100 分の 10
災害対策積立金	100 分の 5
事業開発積立金	100 分の 10

(管理)

第 4 条 積立しようとする現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運営益金の処理)

第 5 条 積立金から生ずる収益は、事業運営積立金として積み立てる。

(取り崩し)

第 6 条 次に掲げる各号にいずれかに該当する場合に限り、積立金の全部または一部を理事会の決議を以って取り崩すことができる。

- (1) 第2条第1項各号のいずれかに該当する場合に限り、積立金の全部または一部を取り崩すことができる。
- (2) 経済事情の変動等により本会の運営財源が不足する場合において当該不足額の財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施することが必要となった本会の運営に係る施設・設備整備の経費その他のやむを得ない理由により生じた本会の経費の財源に充てるとき。
- (4) 第2条(4)については、総会の決議を以って取り崩すことができるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、預金の管理に関し必要な事項は、理事会において定める。

附則

この規程は、2022年8月31日から施行する。